

序章 策定方針

1. 基本的な考え方

(1) 目的

都市計画は、長期的な視点に立ったわかりやすい都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことが重要です。

このため、小美玉市の都市計画マスタープランでは、小美玉市に関わるさまざまな人と共に将来の都市像を考え、都市づくりの方向性についての合意形成を図ることを通して、魅力あるまちづくりを進めていきます。

(2) 基本方針

① 都市計画に関する基本的な方針の策定

都市計画に定める(都市計画決定)べき事項や都市計画制度等について定めることとします。

② 地域情勢の変化を踏まえた策定

3 町村が合併して誕生した小美玉市のまちづくりについて、小美玉市の一体化に向けて新たな都市像を検討します。

③ 市民や関係者との協働による策定

小美玉市のまちづくりに関わるさまざまな人の意見を踏まえるため、策定委員会を始めとする各種の市民参加などにおける取り組みを活用して策定します。

2. 背景

(1) 都市計画法に基づく必要性

都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村都市計画マスタープラン)」の策定が定められています。

(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた必要性

かつては行政主体でまちづくりを考えることもありましたが、社会経済情勢が不透明な中で市民の意見を積極的に取り入れ、市民の視点での身近な計画立案とまちづくりの実践が求められています。また、法改正によって市町村が定めるべき都市計画が増えており、地元の主体性が求められています。

(3) 町村合併を経た新たなまちづくりの必要性

町村合併によって行政区域が大規模化したことにより、より広域的な視点でまちづくりを進めることが重要となっています。

(4) 規定の都市計画を踏まえた必要性

従来 3 町村において広く市民が参加して策定・計画してきた旧マスタープランなどを踏まえ、各種情勢の変化に対応させることが重要です。

(5) 地域情勢の変化を踏まえた必要性

茨城空港の開港にともなう各種の都市整備、常磐自動車道の(仮)石岡・小美玉スマート IC、国道 6 号美野里バイパス(構想)などの都市づくりに影響を与える要素の動向を踏まえ、まちづくりを検討することが必要です。

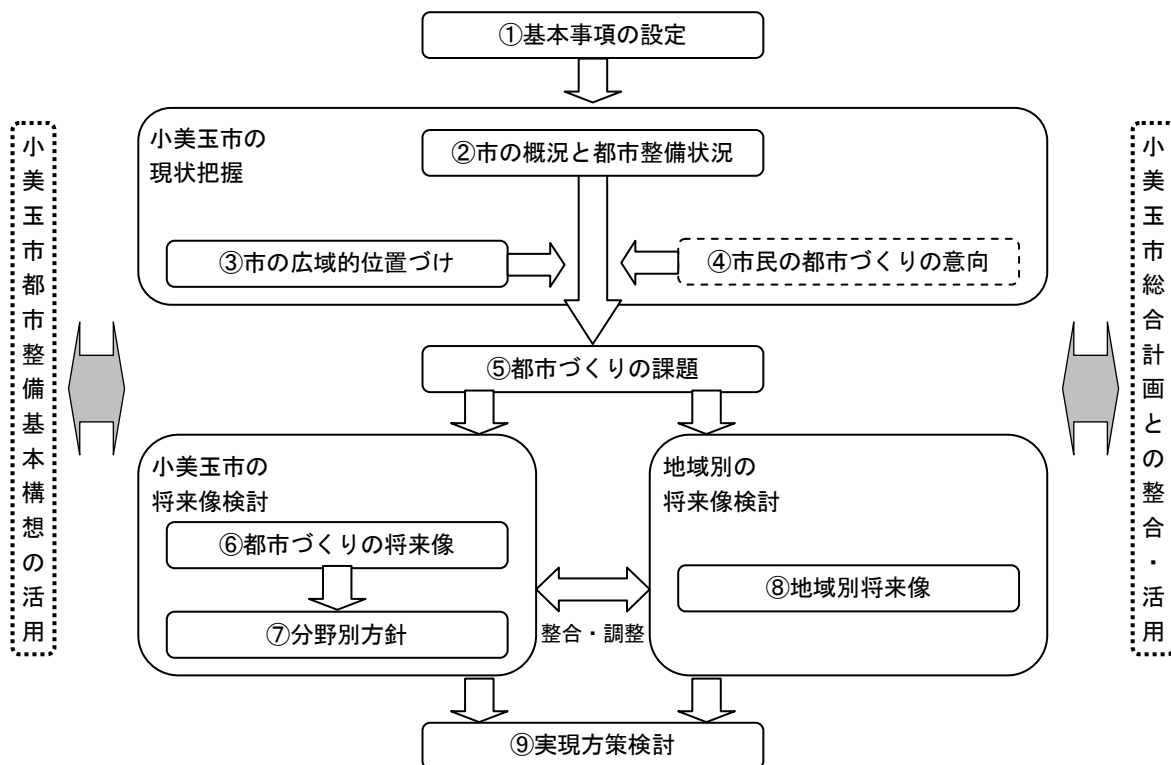
3. 基本的な前提

(1) 上位計画・関連計画との整合

本計画の上位計画となる「小美玉都市計画区域マスタープラン」や「小美玉市総合計画」との整合を図り、平成19年度に小美玉市が策定した「小美玉市都市整備基本構想」における都市づくりの考え方などを有効に活用します。また、総合計画(H20～H29)と整合するよう、平成22年を初年度として平成29年を中間年としおおむね20年後の平成39年を目標とします。

(2) 計画の構成

計画の構成は、前提条件として市の現状や市民意向、広域的な位置づけなどを踏まえた市のまちづくりの課題を踏まえて将来像を立案し、それを実現するための具体的な都市計画(分野別)や実現方策を検討します。また、合わせて市民が身近な地域別の将来像を検討します。

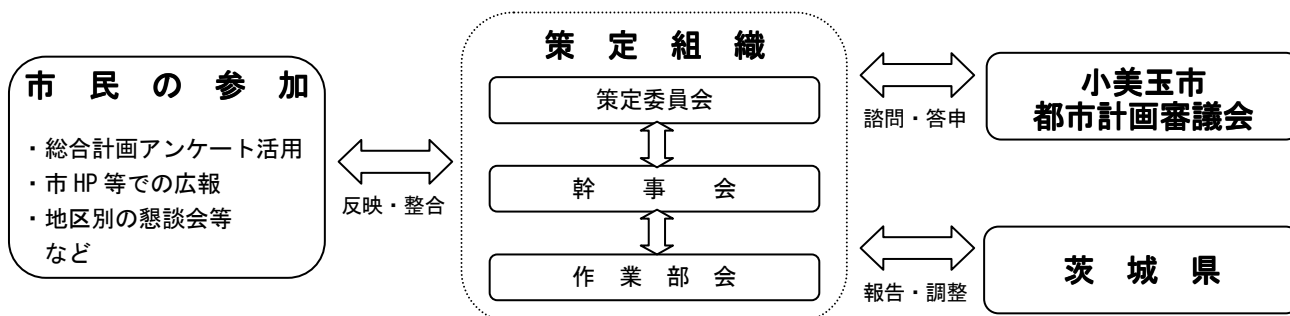


(3) 策定体制

行政、議会、各種団体代表、市民代表などで構成する「小美玉市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し、これを策定の主体として、市民や庁内の意見調整、全体の整合、原案の検討を行います。

また、都市計画に関わる庁内関係部課で「小美玉市都市計画マスタープラン幹事会」を設置し、素案の検討・作成を行うほか、必要に応じて土地利用や道路、下水道などの専門的分野に関わる「小美玉市都市計画マスタープラン作業部会」を設置し、より具体的な事項を協議・調整します。

そのほか、茨城県への報告や小美玉市都市計画審議会への答申により各種の整合を図ります。



(4) 全体構想の策定方針

①骨格作成の考え方

茨城県の「小美玉都市計画区域マスタープラン」及び「小美玉市総合計画」の考え方を前提とし、効率的かつ効果的な都市の構成として、「面(土地利用)」、「線(道路や緑の軸など)」、「点(市街地や拠点施設など)」の配置を検討します。また、将来像の実現に不可欠な「仕組み(各種ルールや制度など)」を骨格の一部と捉えて検討します。

②新たな施策提案の考え方

既計画(旧 3 町村の都市計画マスタープラン)において既に多くの施策提案がなされていることから、既存施策を再整理することを中心として捉え、新市全体において根幹的な役割を果たす都市機能のみを新たな施策として検討します。

③計画内容(基本的枠組み)

上位関連計画における考え方、市の特性や市民意向等から、小美玉市が大切にすべき地域資源を明確にし、それらを保全しながら市民が求める快適な生活を支える都市計画のあり方を検討します。その上で、都市計画として定める分野別の方針を検討します。

(5) 地域別構想の策定方針

①骨子の考え方

自然的特性や社会的特性などからなる地域の特徴を踏まえ、それらを反映したまちづくりが可能となるよう検討します。また、都市計画として定めない事項であっても市民にとって身近なまちづくりについては市民意向に応じて検討に加えます。

計画内容は、「まちづくりの目標」、「将来像」、「都市づくりの方針」を検討します。

②地域区分

地域区分については、本市の土地利用などの現状や将来の方向性が異なる地域で区分することを基本とします。また、地域区分の境界線によって土地利用などを厳密に区分して規制するものではないため、各地域の区域界は明示せず、おおむねの緩やかな境界として定めることとし、下記の 4 地域に区分します。

【東部地域】

- ・茨城空港に近接し、農地や自然資源などの田園環境に恵まれた地域です。

【中央地域】

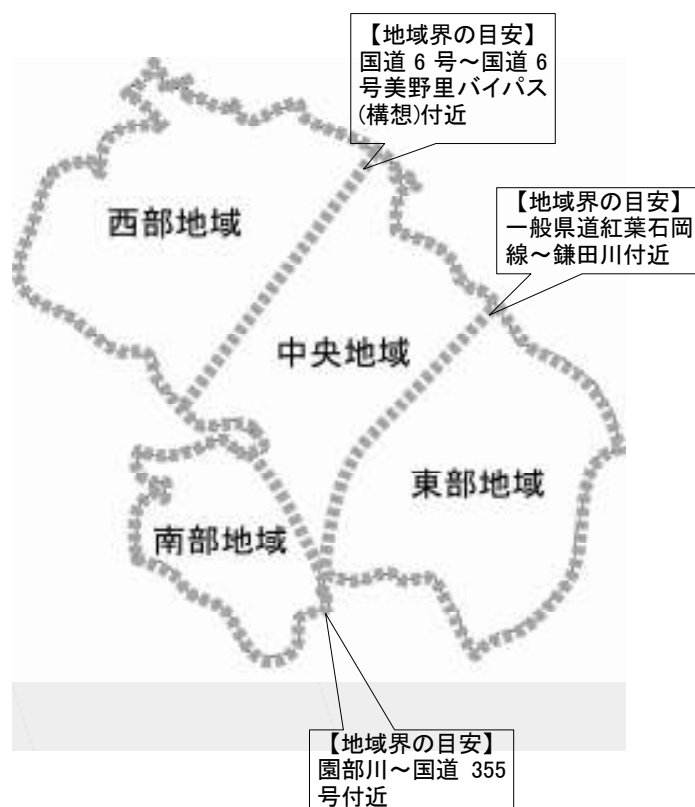
- ・河岸としての歴史・文化が集積するほか、大規模な優良農地やゴルフ場などの自然的土地利用が中心の地域です。

【西部地域】

- ・常磐道岩間 IC や(仮)石岡・小美玉スマート IC、国道 6 号、JR 羽鳥駅などの交通利便性が高く、農地や自然資源などの田園環境に恵まれた地域です。

【南部地域】

- ・石岡市の市街地に近接するほか、各種産業が立地し、農地や霞ヶ浦などの田園環境に恵まれた地域です。



(6) 実現方策の策定方針

①内容

全体構想の内容について、事業や各種制度の適用(手法)と主体を検討し、優先度合いを検討します。

②視点

旧3町村の都市計画マスタープランにおいて既に多くの施策提案がなされていることから、昨今の社会経済情勢を踏まえ、効率的で効果的なまちづくりの優先度方針を検討します。

また、行政主体のまちづくりから「市民」「団体」「行政」の協働によるまちづくりへの転換を模索します。

(7) 市民意見などの反映方法

平成19年度までに、新総合計画の策定に際して都市計画分野を含めて総合的な意向調査を実施しているほか、行政懇談会においても多くの市民意見が提示されていることから、この分析をもって市民意向の把握とします。

さらに、素案作成後に素案に対する意見提示を求めするため、素案に対する市民の意向を把握します。

また、都市計画マスタープランの策定状況などを市HPなどに公開し、随時意見を求めます。

そのほか、前述の「小美玉市都市計画マスタープラン策定委員会」によって、意見を収集します。

なお、計画策定後についても、計画内容を周知するパンフレット等を作成・配布し、啓発に努めます。